

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の免許状に記載した事項に変更を生じたときに行わなければならない手続きに関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 2 免許人は、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人は、速やかにその免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 免許人は、速やかにその免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。

A-2 航空移動業務の無線局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5及び第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、毎年1回無線設備の操作及び運用に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 2 無線局の主任無線従事者として選任の届出がされた主任無線従事者は、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施する等無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者として選任された者であってその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局の主任無線従事者として選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者とその職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

A-3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる B を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② C がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る B の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数の電波により	暗語による無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 総務省令で定める周波数の電波により	無線通信	免許人又は無線従事者
3 特定の相手方に対して	暗語による無線通信	免許人又は無線従事者
4 特定の相手方に対して	無線通信	無線通信の業務に従事する者

A-4 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の総務省令で定める通信とする。
 - (1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
 - (2) **B** のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
 - (3) 一の免許人に属する航空機局と当該免許人に属する海上移動業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局との間で行う **C**
 - (4) 電波の規正に関する通信
 - (5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条（無線局の免許状の目的等に係わらず運用することができる通信）に掲げる通信

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	気象の照会又は時刻の照合	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
2 通信の相手方、通信事項、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	国または地方公共団体の事務	当該免許人のための急を要する通信
3 通信の相手方若しくは通信事項	国または地方公共団体の事務	当該免許人及び当該免許人以外の者のための急を要する通信
4 通信の相手方若しくは通信事項	気象の照会又は時刻の照合	当該免許人のための急を要する通信

A-5 航空局及び航空機局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第70条の2及び第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、その妨害を除去するために、妨害している航空機局に対してその運用の停止を命ずることができる。
- 2 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 義務航空機局は、その航空機の航行中常時運用しなければならない。

A-6 次に掲げる通報のうち、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものはどれか。無線局運用規則（第150条及び別表第12号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- 2 航空機の運航計画の変更に関する通報
- 3 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- 4 航行中の航空機に関し、当該航空機を運行する者から発する急を要する通報

A-7 航空移動業務の無線電話通信において、自局に対する呼出しを受信した場合に呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときの応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「貴局名はなんですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-8 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A その無線設備が B を確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、 C 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	2,000時間
2 毎日1回以上	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	1,000時間
3 その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	1,000時間
4 毎日1回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	2,000時間

A-9 遭難通信を受信した航空局のとるべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第171条の3及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対し、当該遭難通報を送信すること。
 - (2) 当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知すること。
- 3 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならず、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 4 航空局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

A-10 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A、責任航空局又は交通情報航空局その他相当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、 B ことができる。

- | A | B |
|------------------------|--------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 2 以上の航空局にあてる |
| 2 最も近い距離にある航空局 | 2 以上の航空局にあてる |
| 3 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない |
| 4 最も近い距離にある航空局 | あて先を特定しない |

A-11 次の記述は、航空移動業務の無線局における緊急通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第176条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話による緊急通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、緊急信号（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(6)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（緊急通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) 緊急の事態にある航空機の識別又はその航空機の航空機局の A
- (3) 緊急の事態の B
- (4) 緊急の事態にある航空機の機長のとらうとする措置
- (5) 緊急の事態にある航空機の C
- (6) その他必要な事項

- | A | B | C |
|----------------|------|-----------|
| 1 免許人名 | 種類 | 出発地及び目的地 |
| 2 呼出符号若しくは呼出名称 | 発生時刻 | 出発地及び目的地 |
| 3 免許人名 | 発生時刻 | 位置、高度及び針路 |
| 4 呼出符号若しくは呼出名称 | 種類 | 位置、高度及び針路 |

A-12 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等进行检查させることができることについて述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、無線局の発射する A が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき、臨時に電波の発射の停止の命令を受けた無線局からその発射する A が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他 B を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに C を検査させることができる。

- | A | B | C |
|--------------|---------------|--------|
| 1 電波の質 | 電波法の施行 | 時計及び書類 |
| 2 電波の周波数の安定度 | 電波の公平かつ能率的な利用 | 時計及び書類 |
| 3 電波の質 | 電波の公平かつ能率的な利用 | 業務書類 |
| 4 電波の周波数の安定度 | 電波法の施行 | 業務書類 |

A-13 次の記述は、無線局の検査の結果について述べたものである。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から A を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に B なければならない。

- | A | B |
|------|-----------|
| 1 指示 | 報告し、検査を受け |
| 2 指示 | 報告し |
| 3 指導 | 報告し |
| 4 指導 | 報告し、検査を受け |

A-14 航空機局の無線業務日誌に記載しなければならないものに関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- 2 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行った通信についての概要

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ア ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が エ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの
- (4) オ 開設する無線局

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 1 総務大臣の免許を受けなければ | 2 あらかじめ総務大臣に届け出なければ |
| 3 発射する電波が著しく微弱な | 4 小規模な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 0.1ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に | |
| 10 総務大臣の登録を受けて | |

B-2 次に掲げる義務航空機局の無線設備のうち、電波法施行規則（第31条の3）の規定に照らし、有効通達距離が定められているものを**1**、定められていないものを**2**として解答せよ。

- ア A3E電波118MHzから144MHzまでの周波数を使用する送信設備
- イ 28MHz以下の周波数を使用する送信設備
- ウ 航空機用救命無線機
- エ ATCRBSの無線局のうち航空機に開設するものの無線設備（ATCトランスポンダ）の送信設備
- オ 航空機に設置する航空用DME（機上DME）の送信設備

B-3 航空移動業務の無線電話通信に係る次の記述のうち、無線局運用規則（第163条、第164条及び第166条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 航空無線電話通信網に属する航空局は、航空機局が他の航空局に対して送信している通報で自局に関係のあるものを受信したときは、特に支障がある場合を除くほか、その受信を終了したときから2分以内にその通報に係る受信証を当該他の航空局に送信するものとする。この受信証を受信した航空局は、当該通報に係るその後の送信を省略しなければならない。
- イ 航空無線電話通信網に属する航空局は、当該航空無線電話通信網内の無線局の行うすべての通信を受信しなければならない。
- ウ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空局の場合であって、相手局が航空局であるときには、次の事項を送信して行うものとする。
「相手局の呼出符号又は呼出名称」1回
- エ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空機局の場合には、次の事項を送信して行うものとする。
「自局の呼出符号又は呼出名称」1回
- オ 無線電話通信においては、通報を確実に受信した場合の受信証の送信は、航空局の場合であって、相手局が航空機局であるときには、次の事項を送信して行うものとする。
「相手局の呼出符号又は呼出名称」1回。なお、必要がある場合は、「自局の呼出符号又は呼出名称」1回を付する。

B-4 航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 緊急の事態にある航空機の付近を航行中の他の航空機に緊急の事態の状況を通知すること。
- イ 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
- ウ 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。
- エ 緊急の事態にある航空機が海上にある場合には、付近を航行中の船舶に緊急の事態の状況を通知すること。
- オ 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

B-5 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア 無線従事者の免許の取消しの処分

イ 3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限する処分

ウ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分

エ 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分

オ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分

B-6 次の記述は、通信士の証明書について述べたものである。無線通信規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① すべての ア の業務は、 イ 証明書を有する通信士によって管理されなければならない。局がこのように管理されるときは、証明書を有する者以外の者も、その無線電話機器を使用することができる。

② 各主管庁は、 ウ をできる限り防止するために必要な措置を執る。このため、証明書は、所有者の署名を付けて、これを発給した主管庁が確認する。

③ 証明書は、その検査を容易にするため、必要ときには、自国語の文のほか、 エ を付けることができる。

④ 各主管庁は、通信士を無線通信規則第18条（許可書）に規定する オ 義務に服させるために必要な措置を執る。

1 航空局及び航空機局

2 航空機局及び航空機地球局

3 局の所属する政府が発給し、又は承認した

4 局の所属する政府が発給し、かつ、国際電気通信連合が承認した

5 国際電気通信連合の承認しない証明書の使用

6 証明書の不正使用

7 国際電気通信連合の業務用語の一でその訳文

8 他の国の主管庁の使用する語による文

9 通信の秘密を守る

10 有害な混信を防止する